

開 会 の 宣 言

事務局

只今から令和3年11月の定例総会を開催いたします。出席委員は、12名中9名で定足数に達しておりますことをご報告いたします。

議 長

10時00分開会を宣言する。本日の議事録署名委員は、12番 森本一男 委員と、2番 青木一巳 委員にお願いします。会議書記は事務局職員の仲野さんをお願いします。次回の会議について日程説明。

議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請について

議 長

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局

今月の農地法第3条の許可申請は6件でございます。「議案第1号、通り番1から6を、議案書をもとに朗読」

議 長

議案第1号について事務局の朗読と説明が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

5番委員

■通り番1・2

通り番1と2を続けて説明します。

通り番1と2の譲渡人、■■■■さんと■■■■さんは、どちらも高齢で耕作管理できないということで、売買にて所有権移転するというものです。

通り番1は、地元で農業をされている■■さんに売却するということです。また、通り番2の申請地は、譲受人の自宅前の道路及び水路を挟んだ正面の農地です。

特に問題ありませんので、ご審議をお願いします。

議 長	<p>議案第1号の通り番1と2について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。</p>
議 長	<p>無いようでございますので、続きまして通り番3につきまして、地元委員の説明をお願いします。</p>
12番委員	<p>■通り番3</p> <p>通り番3について説明します。</p> <p>譲渡人の■■■■さんと■■■■さんは遠方に住んでおり、耕作管理ができないということで、譲受人の■■■■さんが買い受けて管理をしていくということです。</p> <p>場所は、旧国道、宇島小学校を出たところの交差点から椎田方面に進んだ所に、テコンドー協会豊前支部があります。そこを右に入り、日豊線を渡り住宅街に入った所を20m入った所に申請地があります。</p> <p>特に問題もありませんので、ご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>議案第1号の通り番3について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。</p>
議 長	<p>無いようでございますので、続きまして通り番4につきまして、地元委員の説明をお願いします。</p>
6番委員	<p>■通り番4</p> <p>通り番4について説明します。</p> <p>譲受人の■■■■さんは、現在遠方に住んでおり、耕作管理が出来ないということで、贈与するものです。</p> <p>譲受人の■■■■さんは、現在地元に住んでおり、今後管理をしていくとのことことです。</p> <p>譲渡人と譲受人は、親戚関係でございます。</p> <p>特に問題もありませんので、ご審議よろしく申し上げます。</p>

議 長	<p>議案第1号の通り番4について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。</p>
議 長	<p>無いようでございますので、続きまして通り番5につきまして、地元委員の説明をお願いします。</p>
9番委員	<p>■通り番5 通り番5について説明します。 申請地は、挟間の養鰻場の横になります。 譲渡人の■■■■さんは高齢で、現在施設に入所しており、今後も管理が難しいということで、同じ集落の■■■さんに売却するというものです。 特に問題もありませんので、ご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>議案第1号の通り番5について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。</p>
議 長	<p>無いようでございますので、続きまして通り番6につきまして、地元委員の説明をお願いします。</p>
2番委員	<p>■通り番6 通り番6について説明します。 所有者の■■■■さんは亡くなっており、今回、遺言により、甥である■■■■さんに譲り渡すものです。 田んぼは大稗の営農組織が管理しており、今後も管理していくということです。また、畑については、近所に住む■■■さんが管理していくということですが、■■■さんも現在、草刈りなどの管理をしているということです。 特に問題もありませんので、ご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>議案第1号の通り番6について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。</p>

議 長	無いようでございますので、議案第 1 号の農地法第 3 条の規定による許可申請については、全て原案通り可決してよろしいですか。
全 員	異議なし
議 長	全員異議なしとのことですので、議案第 1 号は、全て原案通り可決いたします。
<p>議案第 2 号 空き家に付随した農地の指定について</p>	
議 長	続いて、議案第 2 号 空き家に付随した農地の指定について、事務局より朗読と説明をお願いします。
事務局	<p>今月の空き家に付随した農地の指定は、1 件でございます。</p> <p>「議案第 2 号、通り番 1 を、議案書をもとに朗読」</p>
議 長	議案第 2 号について事務局の朗読と説明が終わりました。通り番 1 につきまして、地元委員の説明及び意見をお願いします。
6 番委員	<p>■ 通り番 1</p> <p>通り番 1 について、説明します。</p> <p>申請人は■■さん夫妻です。空き家の所在は実家で、そのすぐ横に申請地があります。</p> <p>よく管理された農地であり、空き家に付随した農地の指定についても特にないと思います。</p> <p>ご審議よろしくをお願いします。</p>
議 長	議案第 2 号の通り番 1 について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見、質問はありませんか。

議 長	無いようでございますので、議案第 2 号の空き家に付随した農地の指定について、全て原案通り可決してよろしいですか。
全 員	異議なし
議 長	全員異議なしとのことですので、議案第 2 号は、全て原案通り可決いたします。
議 長	以上をもちまして、本日の全議案の審議をすべて終了いたしましたので、11月の定例総会は終了いたします。
閉 会 の 宣 言	
10 時 20 分閉会を宣言する。	